

秋田県能代市 サテライトオフィス設置等 事業補助金



のお知らせ

オフィス設置の場合、補助対象経費の1/2

最大100万円

企業等が取り組む多様な働き方を促進し、県外から能代市への人の流れの創出による地域経済の発展を図るため、情報通信技術を活用してテレワークを行うサテライトオフィスを新たに市内に整備する企業等を支援します。

①サテライトオフィス設置事業

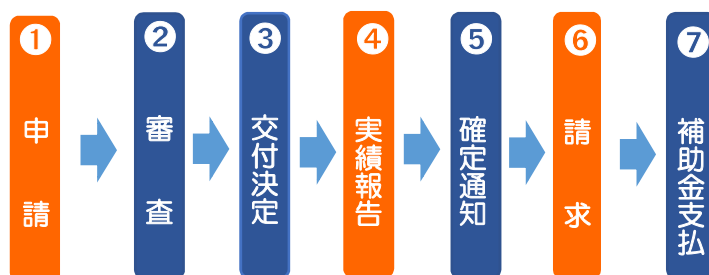
- ◆事業内容
サテライトオフィスとして使用する物件を購入又は改修する事業
- ◆補助率：補助対象経費の2分の1
(1,000円未満の端数切り捨て)
- ◆上限額：100万円
- ◆回数：同一企業への補助金は1回限り

②サテライトオフィス運営事業

- ◆事業内容
新たに開設したサテライトオフィスを継続して運営する事業
- ◆補助率：補助対象経費の2分の1
(1,000円未満の端数切り捨て)
- ◆上限額：月額4万円
サテライトオフィスを設置した翌月から最大36カ月までとして運営した月数分を交付する。

補助金支払いまでの手続き

- ◆申請から補助金支払までの流れ
(本補助金は、事業着手前の申請(手続き)が必要です。)



お問い合わせ
ご相談は

秋田県能代市 企画部 総合政策課 企業連携室
TEL 0185-89-2209 FAX 0185-89-1770 E-mail sougou@city.noshiro.lg.jp

サテライトオフィス設置等事業補助金の概要

項目	① サテライトオフィス設置事業	② サテライトオフィス運営事業
対象者	秋田県外に所在する企業等で能代市内にサテライトオフィスを設置する者 <ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィスにおける業務を1年以上継続することが見込まれること (運営事業においては、市の課題解決に繋がる事業と認められた場合、3カ月以上) ・常勤従業員が1人以上勤務している又は勤務する見込みであるもの ・その他能代市サテライトオフィス設置等事業補助金交付要綱に定める事項に該当すること 	
事業内容	サテライトオフィスとして使用する物件を購入又は改修する事業	新たに開設したサテライトオフィスを継続して運営する事業
補助対象経費	サテライトオフィスとして使用する物件の購入、新築及び改修、備品の購入等に係る経費	サテライトオフィスの賃借料、光熱水費、通信回線使用料、本社(所)への出張旅費(サテライトオフィスの賃借に係る敷金及び礼金を除く)
補助率	補助対象経費の1/2 (1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の1/2 (1,000円未満の端数切捨て)
補助限度額	100万円 同一企業への補助金の交付は1回限りとする。	月額4万円 サテライトオフィスを設置した翌月から最大36カ月までとして運営した月数分を交付する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆サテライトオフィスとして使用する物件の新築及び改修は次に掲げる工事請負業者が施工すること。 ・本市に主たる営業所を有している法人(本市の建設業者等級格付名簿に登載された市内建設業者であって、市内に従たる営業所を有する法人を含む。) ・本市の住民登録を有する個人 ◆工事請負業者が他人に請け負わせる場合は上記基準に準ずるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆補助対象者がサテライトオフィスを管理し、従業員がサテライトオフィスにおいて業務を行う事業

お問い合わせ
ご相談は

秋田県能代市 企画部 総合政策課 企業連携室
 TEL 0185-89-2209 FAX 0185-89-1770 E-mail sougou@city.noshiro.lg.jp